別紙　《解体工事に要する費用等》

（１）解体工事に要する費用

|  |  |
| --- | --- |
|  | 円 |

（２）再資源化等に要する費用

|  |  |
| --- | --- |
|  | 円 |

（３）分別解体等の方法

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　該当箇所の□をクリックで☑に変更

　　各部分とも手作業

　　各部分とも手作業・機械作業の併用

（４）再資源化等をする施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施　設　の　名　称 | 所　　　在　　　地 |
| コンクリート塊 |  |  |
| アスファルト・コンクリート塊 |  |  |
| 廃木材 |  |  |

※建設リサイクル法第９条第１項に規定する対象建設工事とは※

特定建設資材を用いた建築物・工作物等の解体工事又は、特定建設資材を使用する新築工事等で、次の基準に該当する工事。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 工事の種類 | 規模の基準 |
| 建築 | 解体 | 延べ床面積　８０㎡以上 |
| 新築・増築 | 延べ床面積　５００㎡以上 |
| 修繕・模様替（リフォーム等） | 請負金額　　１億円以上 |
| その他 | その他工作物に関する工事（土木工事等） | 請負金額　　５００万円以上 |